

長野市事業継続緊急支援金のおしらせ

ながのご縁を



信都・長野市

長野市では、テナント(賃借)物件で飲食店・小売店等を営み、かつ新型コロナウイルス感染症の影響により売上げが減少している中小企業や個人事業主のみなさまに、テナント賃料相当額20万円を上限に支援金を交付いたします。

交付条件

- 長野市内に店舗又は事業所が存在する **中小企業や個人事業主のみなさま**
- 申請日時点で、**市内のテナント(賃借)物件を賃借し**、その物件において令和2年2月1日以前から対象産業に係る商品の販売、サービスの提供等を行っていること。

※対象産業…「卸売業、小売業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」
ただし、社員が詰める事務所や、倉庫として使用しているなどの場合は対象となりません。

- 申請者の全ての事業に係る **令和2年4月の売上高が平成31年4月の売上高に比べて20%以上減少**していること。ただし、**平成31年4月2日以降に開業した場合**は、令和2年4月の売上高が同年2月から同年4月までの **3か月間の平均売上高と比べて20%以上減少**していること。
- 申請日時点で市税を滞納していないこと。
- 暴力団員又は暴力団関係者でないこと。

支援金の額等

令和2年3月及び同年4月のテナント賃料相当額(ただし上限20万円)

※1事業者につき1回のみ申請可能です

申請書の取得

- 長野市ホームページより申請書を取得
または
 - ながの電子申請サービスにて申請書を請求の後、長野市から申請書を送付
- ※ただし、郵送申込の受付期間は6月25日午前0時0分までとなります。それ以降のお申込については、直接担当までご連絡ください。

申請書類

- ①申請書(指定様式)、②誓約書(指定様式)、③テナント(賃借)物件賃貸借契約書の写し、④テナント(賃借)物件の内観・外観がわかる写真、⑤昨年・今年の4月の売上がわかる書類 ※ただし、平成31年度4月2日以降に開業した場合は令和2年2月から4月までの売上がわかる書類(例:該当月の売上がわかる、確定申告の基礎となる帳簿や台帳などの写し)、⑥登記事項証明書(法人)、⑦運転免許証、マイナンバーカード等の本人確認書類の写し(個人事業主)、⑧支援金を振り込む金融機関の口座を確認できる書類(銀行口座通帳の写しなど)

申請の方法

郵送のみ(新型コロナウイルス感染症の予防のためご協力願います)

宛先: 〒380-8512 長野市大字鶴賀緑町1613

長野市商工労働課 事業継続緊急支援金担当

※申請書類は長野市事業継続緊急支援金の審査以外の目的には使用いたしません

※申請書類の返却はいたしません

申請期限

令和2年6月30日(火) 当日消印有効

「市ホームページ」

QRはこちら↓



【お問合せ先】

長野市商工労働課

事業継続緊急支援金担当

電話: 026-224-7921

e-mail: skr@city.nagano.lg.jp

「長野電子申請サービス」

QRはこちら↓

